

最低制限価格算定方法の変更について

平成25年6月1日以降の公告分から下記のとおり最低制限価格の算定方法を変更します。

記

1. 変更内容（建設工事及び測量調査設計業務）

現 行 . . . 最低制限価格算定式により算出した金額（万円未満切り捨て）
ただし、算出した金額が予定価格の $\frac{3}{5}$ を下回るときは $\frac{3}{5}$
（万円未満切り上げ）とし、 $\frac{17}{20}$ を超えるときは $\frac{17}{20}$
（万円未満切り捨て）とする。

変更後 . . . 最低制限価格算定式により算出した金額（万円未満切り捨て）
ただし、算出した金額が予定価格の $\frac{7}{10}$ を下回るときは $\frac{7}{10}$
 $\frac{10}{10}$ （万円未満切り上げ）とし、 $\frac{9}{10}$ を超えるときは $\frac{9}{10}$
（万円未満切り捨て）とする。

2. 測量調査設計業務における複数の諸経費体系で構成された業務

複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々（①②③④）の業務ごとに端数処理（万円未満切り捨て）を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とします。

3. 単価契約工事において最低制限価格を設定する場合の算出は次のとおりとします。

現 行 . . . 予定価格の $\frac{5}{10}$ （万円未満切り上げ）とします。

変更後 . . . 予定価格の $\frac{10}{10}$ （万円未満切り上げ）とします。